

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	基準日車等		適用条項	違反行為	基準日車等	
		初違反	再違反			初違反	再違反
運送法第27条第3項 運輸規則第3条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし	警告	10日車	運送法第27条第3項 運輸規則第3条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし	警告	10日車
	2 記載事項の不備	警告	10日車		2 記載事項の不備	警告	10日車
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車		3 記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)
	2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車		2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し、処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 通達本文4。(1)④ハに該当するものを除く。				(注) 通達本文4。(1)④ハハに該当するものを除く。		
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務 (注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者50%未満 ②未受診者50%以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務 (注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。	警告 10日車 80日車 100日車	10日車 20日車 160日車 200日車
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 60日車 (90日車)	運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 60日車(90日車)
運輸規則第25条第3項、 第4項、	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車)	運輸規則第25条第3項、 第4項、	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 60日車(90日車)
		警告 (警告) 60日車 (90日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車)			警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車) 60日車(90日車)
		警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車)			警告 (警告) 10日車 (15日車)	10日車(15日車) 20日車(30日車)

運輸規則第26条第2項	<p>運行記録計による記録義務違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>①記録なし5件以下(◎)</p> <p>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎)</p> <p>③全て記録なし(◎)</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載(◎)</p> <p>3 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(◎)</p> <p>②全て保存なし(◎)</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>10日車</p> <p>60日車</p>	運輸規則第26条第2項	<p>運行記録計による記録義務違反</p> <p>1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)</p> <p>①記録なし5件以下(◎)</p> <p>②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎)</p> <p>③全て記録なし(◎)</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載(◎)</p> <p>3 記録の保存</p> <p>①一部保存なし(◎)</p> <p>②全て保存なし(◎)</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p>
運輸規則第38条第1項	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし又は記録の一部保存なし</p> <p>②全て記録なし又は記録の全部保存なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>(削除)</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>警告</p> <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>80日車</p> <p>120日車</p>	運輸規則第38条第1項	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存義務違反</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>警告</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>
運輸規則第40条第3項	<p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p>	運輸規則第40条第3項	<p>地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>①一部記録なし</p> <p>②全て記録なし</p> <p>2 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p>
運輸規則第45条 (車両法第49条)	<p>点検整備関係義務違反</p> <p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>警告</p> <p>60日車</p> <p>120日車</p>	運輸規則第45条 (車両法第49条)	<p>点検整備関係義務違反</p> <p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>60日車</p>
運送法第29条	<p>自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>	<p>10日車</p> <p>60日車</p> <p>20日車</p> <p>120日車</p>	運送法第29条	<p>自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>20日車</p> <p>80日車</p>
運送法第30条第2項	<p>事業の健全な発達を阻害する競争</p> <p>1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用</p> <p>2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>	<p>40日車×違反車両数</p> <p>80日車×違反車両数</p> <p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>	運送法第30条第2項	<p>事業の健全な発達を阻害する競争</p> <p>1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用</p> <p>2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)</p> <p>①一部未加入のもの</p> <p>②全て未加入のもの</p>	<p>40日車×違反車両数</p> <p>80日車×違反車両数</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p>
運送法第86条第1項	<p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>	運送法第86条第1項	<p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)</p> <p>①一部未加入のもの</p> <p>②全て未加入のもの</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>20日車</p> <p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p>
運送法第94条第1項	<p>報告義務違反</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p>	<p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	運送法第94条第1項	<p>報告義務違反</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>80日車</p>
タクシー業務適正化特別措置法 第51条第1項	<p>報告義務違反等</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p> <p>3 検査拒否、虚偽陳述</p> <p>通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による</p>	<p>警告</p> <p>60日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	タクシー業務適正化特別措置法 第51条第1項	<p>報告義務違反等</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p> <p>3 検査拒否、虚偽陳述</p> <p>通達本文4.(1)④及び6.(1)⑥による</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>10日車</p> <p>80日車</p>
タクシー適正化・活性化法	報告義務違反		タクシー適正化・活性化法	報告義務違反	

第16条の2	1 未報告 2 虚偽の報告	警告 <u>60日車</u>	10日車 <u>120日車</u>	第16条の2	1 未報告 2 虚偽の報告	警告 <u>40日車</u>	10日車 <u>80日車</u>
効シ-適正化・活性化法 第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 <u>60日車</u>	10日車 <u>120日車</u>	効シ-適正化・活性化法 第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 <u>40日車</u>	10日車 <u>80日車</u>